

結城市立城西小学校 「いじめ防止」等基本方針

結城市立城西小学校

このたび、いじめ防止対策推進法が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に、平成 25 年法律第 71 号として公布された。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行することとされた。

今回公布された法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めている。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定している。

「結城市立城西小学校『いじめ防止』等基本方針」はこれを受け、城西小学校のいじめ防止推進に向け策定した。

1 目 的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
- (2) 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

5 基本的な取組

(1) 道徳教育・人権教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳教育ヒント集、心のノート、自作教材、道徳ノートの活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑦ 無言清掃、ボランティア活動（城西生き生き隊）の推進
- ⑧ 児童主体で進める学校行事の展開（城西まつり、人権集会、各種集会）

(2) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校・学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
 - ・Q-Uテストの実施（4～6年）と活用
 - ・人権意識の醸成（「あなたのすてき、わたしのじまん」、「結中生といっしょに人権集会を開こう」、人権週間「人権についてのわが学級の目標」）
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくりだす。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を育てていく。

【未然防止のために】

- ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見付ける。
- イ 課題をどう変えたいという目標（1年後・半年後・学期の修了時）を設定する。
- ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。
- エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。
- オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
- カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を实感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

(3) 早期発見のための措置

- ① 定期的な生活アンケート調査（月1回実施、全児童）と**保管（全児童）**

学校だけでなく家庭生活も含め、生活全般を振り返って情報を収集する。（虐待対応）

タブレット端末を用いての定期相談や緊急相談の受付

- ② 日々の生活における観察（児童と過ごす時間の確保）
- ③ 職員間における情報交換（全職員、生徒指導部）
- ④ チェックリストの活用（偶数月に実施、全職員で情報の共有化を図る）
- ⑤ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）

⑥ SOSの出し方の指導

(4) 相談体制の整備

- ① 教育相談 児童〔定期面談（6月、11月）、適時〕
保護者〔家庭訪問・家庭確認（4月）、個別面談（7月）〕
- ② スクールカウンセラーによるカウンセリング（1～2ヶ月に一回）

(5) 関係機関との連携

市教育委員会（ＳＳＷ、ＳＣ） 市家庭児童相談員 民生委員 市子ども福祉課
青少年育成結城市民会議城西支部 市要保護児童対策地域協議会 筑西児童相談所
結城警察署生活安全課 結城中学校生徒会

(6) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① 様々な状況を見通した事例研修
- ② いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
- ③ Q-Uテストをもとにしたよりよい学校生活と友だちづくり支援研修会（年2回）
- ④ 定期的な情報交換会の実施

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① **情報モラル等に関する講演会、及び研修会（児童、保護者、教師）**
- ② **インターネット機器とその使い方に関する調査（児童、保護者）**
- ③ インターネット使用に係るルール作りの推進（家庭、学級）
- ④ ノーメディアデーの推進
- ⑤ 関係機関との連携（法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）、警察等）

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童生徒の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。
- (9) 新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けて取り組む中で、児童やその家族等への感染症に関連した誹謗中傷をはじめとする様々ないじめ等への防止対策を講じる。

7 重大事態への対処

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
 - ・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (6) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制の構築する。

8 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

平成25年12月12日策定
平成28年 6月15日改訂
平成29年 4月 3日改訂
平成29年12月25日改訂
平成31年 3月11日改訂
令和 2年 3月13日改訂
令和 3年 3月30日改訂
令和 4年 3月30日改訂
令和 5年 3月31日改訂